

月報私学

8 2007

VOL.116

日本私立学校振興・共済事業団広報



森河内幼稚園「屋上プール」

【写真提供：学校法人龍華学園（大阪府東大阪市）】

CONTENTS

事業団資金で明日を拓く—融資利用法人の現場から—	2
リレー連載 再生へのキーワード 第1回 財務から見た地方・中小規模大学 東京大学 大学総合教育研究センター助教 両角 亜希子	6
平成19年度 学術研究振興資金贈呈式 —優れた71研究に交付—	8
職務上の傷病や交通事故等で受診するには	9
ご利用ください 共済業務の相談窓口	10
在職者への退職共済年金請求の事前連絡について	12
INFORMATION	14
宿泊施設のご案内 / 融資事業のご案内	16

事業団資金で明日を拓く

— 融資利用法人の現場から —

私学事業団の融資資金は、長期・低利・固定で私立学校の施設・設備の整備事業を支援しています。平成十八年度末の融資残高は、六、三四七億円、一、五二〇法人にご利用いただいています。今月号では、ご利用者の声として、平成十八年度に融資を利用された大学、高等学校、幼稚園について、施設の特長、事業団融資利用の理由などを紹介します。

個性的デザインの

次世代型図書館棟

教員設計で実践教育

図書館棟の新築事業は、日本工業大学百周年記念事業として、図書館、情報棟に学生がくつろげるアメニティ機能を付加した複合施設を立ち上げるものです。壁面の約七割に特殊ガラスを使い、九階建のフロアそれぞれの設計を変えるなど、従来の図書館のコンセプトを超えた斬新な施設を目指しています。

さらに、大学の教員（小川次郎・建築学科准教授）が学生たちと共に設計していることも特長としてあげられます。今回の建物だけでなく、その他の施設についても同様です。このことによって、大学の目指す実践・実学教育を具現化させる狙いがあります。



高層階部分が図書館棟となります。

長期計画が職員を育てる

本事業団からの資金調達の決め手は、「二十年を固定金利で借り入れられること」です。

「長期の借入金を導入することにより、毎年度の基本金組入れがなだらかとなる。すなわち、消費収支の均衡化が図られ、マイナス幅を縮小させることが可能となり、財務体質が強化されると考える」。この考え方にマッチするのが、長期・固定が魅力の事業団資金でした。

酒井理事からは、資金調達の理由にとどまらず、借入れが法人にもたらす効果についても語っていただきました。

二十年の借入れとなると、大学として長期計画の策定が必須となりますが、それが大学の将来を見つめるきっかけになるといいます。法人内部だけではなく、外部の眼にも耐えられる計画を策定する

ことにより、職員力の向上が期待できるというものです。

外観は田園風景の中の未来空間を思わせるものです。この図書館棟は、周囲の環境とも調和するよう設計され、クリーン・グリーン・エコキャンパスを掲げる日本工業大学の新たなシンボルとなります。

（図書館棟は本年十月稼動予定です。）



低層階部分には、図書館エントランス、マルチメディア教室、映像学習コーナーが広がります。

木の温もりを感じる

新校舎

学校法人 協和学院

対象校・水沢第一高等学校

(岩手県奥州市)

対象事業・校舎新築(四階建)

JR東北本線水沢駅から車で約十分、岩手県の胆沢(いさわ)扇状地の中心に所在する水沢第一高等学校を訪ねました。

(話 滝澤昭弘校長

松森和広常勤理事

佐藤久夫事務長)

老朽化と周年記念事業で決断

水沢第一高校創立五十周年に合わせ、校舎を建て替えました。旧校舎が築四十年を経過し、老朽化したことも建替えを強く後押ししました。

新校舎の設計にあたっては、昇降口を入ると気持ちを切り替え、学びの空間に身を置いていると感じられるような「学力」とも言われるような雰囲気づくりを依頼したといいます。それが、車寄せや昇降口の吹抜け、一階正面の図書館に



正門側から新校舎を望みます。

象徴されています。岩手が木材(杉)の産地ということもあり、杉を多く使い、生徒たちの憩いの場となるよう各階にラウンジを設置するなど、「やわらかい教育空間」を創出しています。

また、図書館は、地域の人々にも開放し、人の温もりを大切にしています。

利子助成を有効に活用

事業団資金は、返済期間が二十年で、金利が市中金融機関より低い。すなわち、長期・低利であることが決め手であったといえます。

さらに、老朽校舎の建替事業は、国に

よる利子助成制度の対象となり、十年間支払利子が軽減されることが大きかったそうです。

新校舎建築に踏み切ることができたのは、本事業団からの融資が実現したおかげであるとの感想をいただきました。

さて、この事業は単なる老朽校舎の建替えにとどまらず、「学校存続にかかわる問題」(滝澤校長)でもありました。

中学卒業生数が減少し、近隣の県立高校が再編される中、胆江(たんこう)地区唯一の私学として、継続の道を選択する決断でもあったといえます。「教職員、生徒、父母、地域の人々の支えがあれば、今後も道は開ける」として実行に踏み切りました。

卒業生の中には、高校の行く末を案じていた者もいて、新校舎は驚きとともに新たな希望をもって迎え入れられたそうです。

一方、在校生には、「新しい環境で、勉強にも部活動にも意欲があふれている」などの効果が見られるといいます。

今年度は新校舎効果でイメージが向上し、入学者の増加にも結びついた水沢第一高校。今後については、「進学校だけを目指す、地域の学校教育を支えしていきたい」、「より一層地域との連携を強め、期待に応えられる学校づくりに努

力したい」との意向です。

活気づく生徒たちを包むように、夏の陽に新校舎が映えていました。



昇降口の吹抜けです。右手には2階ラウンジが見えます。

地下通路のある新園舎

学校法人 清水学園

対象校・安威幼稚園（大阪府茨木市）
対象事業・園舎増築（二階建）

環境整備工事

JR京都線茨木駅からバスで約十五分、茨木市の安威（あい）団地の一画に所在する安威幼稚園を訪ねました。

（話 清水俊行理事長・園長）

自然と調和する保育環境

ここ数年来、毎年の入園希望者、特に三年保育の需要に応えるために、清水理事長は、定員増の構想を持たれていました。

道路拡張による代替地として隣接地を購入したことにより、定員増とそれに伴う園舎の増築に踏み切られました。

園舎のコンセプトとして、団地内の公園と隣接していることから、自然との融合を掲げられています。多目的ホール、明るい屋上広場を設け、園児が毎日楽しく、生き生きと過ごせるよう配慮されています。



増築園舎全景です。左の円形建物の屋上には庭園があります。

設計は、大学施設も手がけた設計士によるもので、「凝った建物」といえます。

今回の事業で目を引くのは、地下通路の設置です。

増築園舎に行くには道路（市道）を一本渡ることになります。園児の安全確保のために考えた方法が地下通路でした。これには、地元市の条例も関係するそうですが、「本当に作ったのは当園くらい」といいます。

現在、従来の園舎を四歳児・五歳児クラスが、増築園舎を三歳児が使用しています。園児たちには探検気分が味わえる空間として喜ばれています。

資金計画を立てやすい

園舎建築に先立ち、自己資金で土地を購入していたこと、教育施設全般について、安全な環境を重視しているため、それに応じた施設・設備が必要となることから、園舎建築には、借入金を織り込んだ資金計画を立てました。

事業団資金調達のポイントとしては、固定・低金利で返済計画を立てやすい、据置期間が二年間あり経営面でも余裕ができる、などをあげられました。

加えて、繰上返済（補償金付）が可能であることも理由のひとつであったといえます。

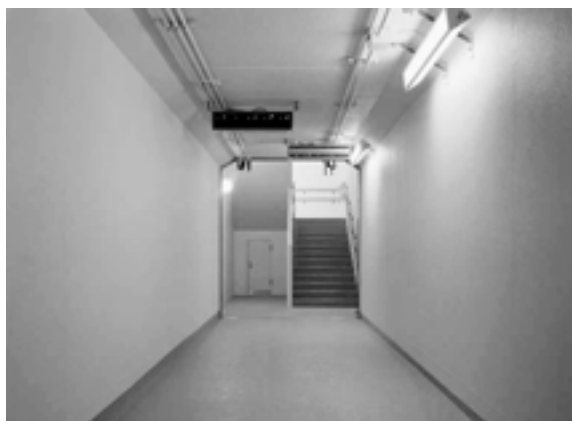
こうして、三十年前の開園時以来の事業団資金のご利用となりました。

清水理事長は、今回の借入れにあたって、借入期間を十年（うち据置二年）とされました。

次の世代に無理なくバトンタッチするため、「十年で頑張って返済したい」との意向です。

※ 園舎建築等の一般施設費では最大二十年（元金返済は最大十八年）の中で、借入期間を設定することができます。

園庭では運動会の練習が行われていました。園児たちの表情もどことなく誇らしげでした。



既設園舎から増築園舎を望みます。左の建物は地下通路入口です。下の写真は地下通路内部です。

事業団資金の利点とは

今回、事業団融資をご利用された法人をお訪ねし、①建物建築のきっかけ、②建物の特徴（コンセプトなど）、③事業団資金調達の考え方について、法人経営に携わる皆様からお話を伺いました。

いずれの法人も本事業団からの申し出を快諾され、貴重なお時間をいただきました。誌面を借りて厚く御礼申し上げます。

今回のお話で事業団融資のメリットがあらためて明らかになりました。

長期

十年又は二十年での借入れが可能

固定金利

契約時の利率が返済完了まで適用

元金均等返済

返済計画が立てやすい

これらの特長を図に表すと、以下のようになります。

「財政融資資金、私学共済制度年金資金」、これらからは据置期間付きで調達することができることから、本事業団から学校法人へも据置期間付きで融資することができま。この据置期間の設定が、長期・固定金利と併せて、各法人から歓

迎されています。

「この期間中に、自己資金で校教具・備品の整備ができる」（清水学園 清水理事長）、「財務基盤が安定するまでの期間ができ、助かる」（協和学院 佐藤事務長）、などの感想が聞かれました。

「長期固定金利」と「元金均等返済」については、市中金融機関との比較で言えば、「変動金利では返済計画に安定感がない」（清水学園 清水理事長）とい

また、融資審査にあたっては、資金計画を提出していただきますが、「法人の計画を第三者の目で融資の側面から評価してもらうこともよいのではないか」（日本工業大学 酒井常務理事）といった見解も示されました。

今回、紙幅の都合もあり、三校だけのご紹介にとどまりましたが、借入れをお考えの法人のご参考になれば幸いです。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 融資班

☎〇三（三三三三）七八二一六四

Eメール yushi@shigaku.go.jp

老朽校舎建替に強い味方！

老朽校舎の建替には利子助成制度があります。事業団の融資を受けた時点から10年間、築30年以上の建替事業の支払利息をバックアップ！この制度のご利用で老朽校舎の建替を！（本誌16頁「融資事業のご案内」もご参照下さい）

例えば…

事業団の融資金利が2.4%のときは、利子助成率は次のようになります。

大学等：1.4%（=2.4%－1.0%）

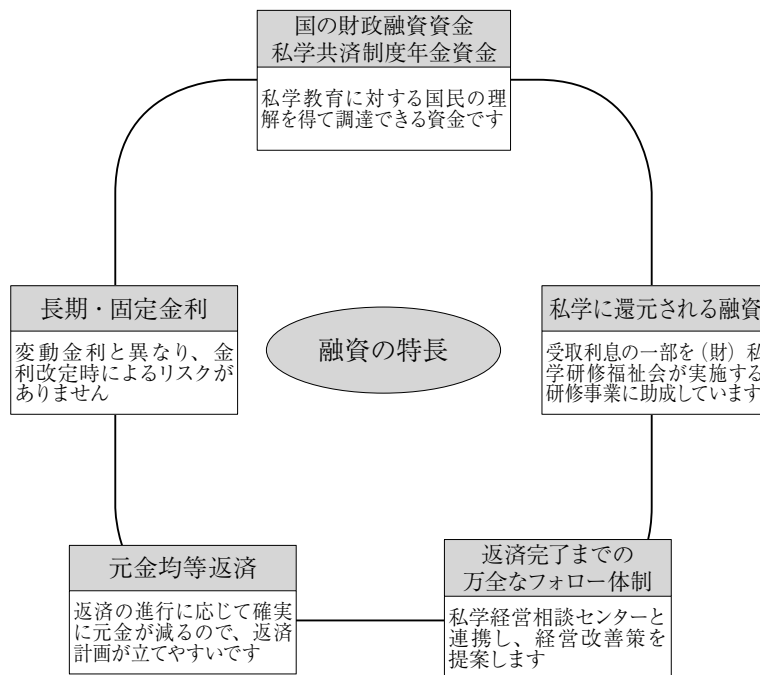
⇒当初10年の法人負担金利は **1.0%**

（2.4%－1.4%）です

高等学校等：0.9%（2.4%－1.5%）

⇒当初10年の法人負担金利は **1.5%**（2.4%－0.9%）です

○ 事業団融資の特長



リレー連載

再生へのキーワード

第一回 財務から見た地方・中小規模大学

東京大学 大学総合教育研究センター助教 両角 亜希子

十八歳人口の減少、経済不況などにより私立大学をめぐる経営環境が厳しさを増しつつある。こうした中で、経営困難校の問題も取り上げられるようになってきた。平成十七年十月から私学事業団で「学校法人活性化・再生研究会」が発足したことはその象徴といえよう。

このような環境において、地方の大学や中小規模の大学についてはひとくくりに語られがちである。しかしながら、こうした実態を実際のデータに基づいて明確に示した資料は、筆者が管見する限りは見当たらない。地方の中小規模大学の実態は、都市部や大規模大学と比較してどの程度の状況にあるのか。これを財務分析から検討してみようというのが本稿の課題である。

※本稿では、日本私立学校振興・共済事業団提供の集計データを用いた。

1. 大学類型別の大学数と学生数

学生数から見れば、日本の私立大学の約半数は、都市・大規模大学に収容されるが、大学数を見れば、約四割が地方・中小規模大学である（図表1）。

こうした類型ごとに財務状況はどのように異なっているのか。具体的には、帰属収支差額比率に着目して論じる。帰属収支差額比率とは、帰属収入と消費支出の差額（帰属収支差額）の帰属収入に對

する比率であり、単年度の収入と支出の間のバランスを全体的に把握するための指標である。学校法人にとっては、帰属収支差額が十分に確保されなければ、将来のために施設設備の支出を賄えず、また借入金金の返済財源が捻出できず、また他の資金が必要となすのために留保ができない。これは、企業会計でいえば、収入が支出を超えているか（黒字）否か（赤字）、という基準でみることに対比することができ。こうした意味で、私学経営に関するマニュアルではその値がプラスで、かつ大きいほど財務上は、健全な状態であると解説されている。

2. 規模別に見た収支状況

まずは、規模別に見た収支を確認しておこう。図表2が示すように、規模が小さいことがもたらす財務上のデメリットは明白である。学生数が多くなるにつれて、学生一人あたりの費用が削減するといふ「規模の経済」が働くからであり、こうした傾向は特に人件費と管理費で見られることや、経営の安定化をめざして多くの私立大学が規模の拡大に積極的であったことなどもこれまでの研究から明らかになっている。

なお、言うまでもなく、私立大学の経営の単位は学校法人であるため、大学部門の収支がマイナスであっても、法人全体

図表1 大学類型別の大学数と学生数（平成17年度）

	大学数		学生数	
	実数（校）	割合（%）	実数（人）	割合（%）
地方・中小規模	215	39.3	199,051	9.8
都市・中小規模	80	14.6	80,298	4.0
地方・大規模	138	25.2	695,642	34.3
都市・大規模	114	20.8	1,051,961	51.9
計	547	100.0	2,026,952	100.0

（注）地域と規模は下記のように定義して、私立大学を4つに分類した。以下同様。

【地域】大学の本部所在地によって分類した。

都市：政令指定都市（17市）+東京23区

札幌市、仙台市、さいたま市、新潟市、千葉市、川崎市、横浜市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、京都市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

地方：上記以外

【規模】大規模：在籍学生数が2000人以上

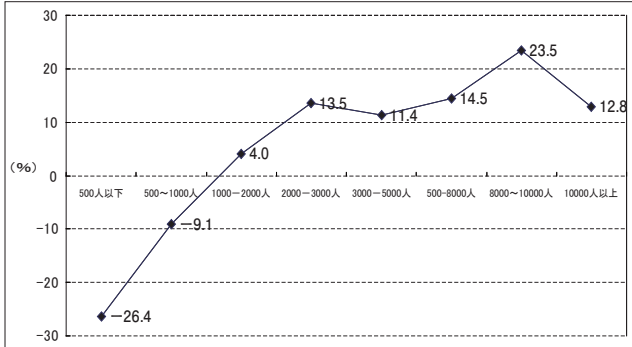
中小規模：在籍学生数が2000人未満

として収支が合えば大きな問題ではない。

3. 地域別に見た収支状況

立地と収支状況の関係はどうだろうか。図表3に地域変数別の収支の分布を示した。この図の見方を簡単に説明すれば、たとえば、大都市で帰属収支差額比率が△二〇％以下の大学は一一校である。太い線は、帰属収支差額比率がゼロ（収支均衡）の位置であり、それよりも右は収支が良いグループ、左は収支が悪いグループであることを示している。図によれば、地方では四割強、都市郊外と大都市では約三割、都市では約二割の大学で帰属収支差額比率がマイナスであることがわかる。地方、都市郊外ほど、収支が悪い大学が多いが、必ずしも、大都市で収支良好な大学が最も多くを占めているわ

図表2 規模別の帰属収支差額比率（平成17年度）



（注）『今日の私学財政（大学・短期大学編、平成18年度版）』230頁、平成17年度財務比率表（規模別、大学部門）より作成。青い数値は、規模グループごとの帰属収支差額比率の平均値。

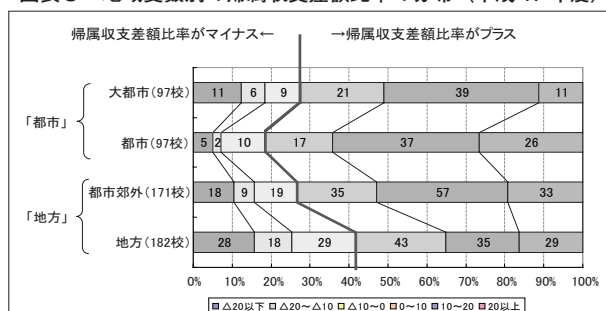
けではない。また、地方大学も約六割は収支がプラス、約三〇％は帰属収支差額比率が一〇％以上と収支が良好で、地方大学の中でも収支の状況がまちまちであることが明らかとなった

4. 大学類型（地域×規模）別に見た収支状況

以上では、規模、地域別に収支状況を見たが、これらを組み合わせた場合はどうか。図表4に類型別の帰属収支差額比率の分布を示した。図の見方は図表3と同様である。

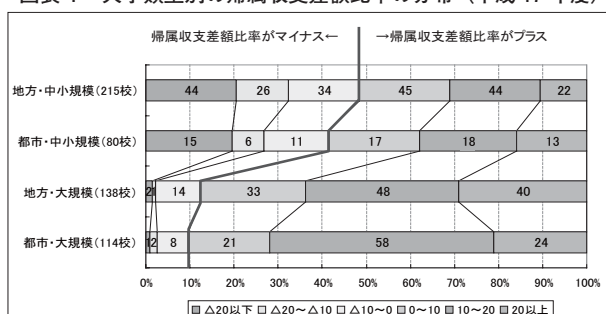
まず明らかなことは、大学類型によって、収支の傾向が大きく異なることである。地方・中小規模で収支が悪い大学の割合が最も高く、帰属収支差額比率がマイナスの割合は、地方・中小規模では五割、都市・中小規模では四割、地方・大

図表3 地域変数別の帰属収支差額比率の分布（平成17年度）



(注) 図表1でみた「都市」「地方」の変数を下記のようにそれぞれ2つに分けた。
 大都市：東京23区、横浜市、大阪市、名古屋市
 都市：上記以外の政令指定都市
 都市郊外：東京、神奈川、千葉、埼玉、名古屋、大阪、京都、兵庫の政令指定都市部以外
 地方：北海道、宮城、新潟、静岡、広島、福岡の政令指定都市部以外、および上記以外の県
 なお、棒グラフ中の数字は、それぞれの範囲にある大学の数を示す。

図表4 大学類型別の帰属収支差額比率の分布（平成17年度）



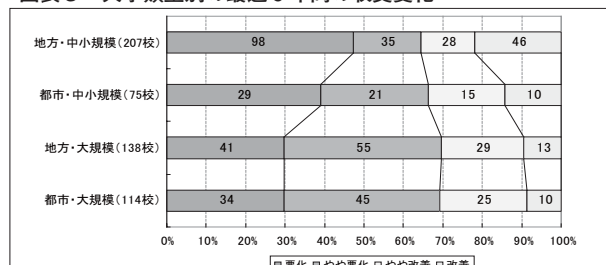
(注) 棒グラフ中の数字は、それぞれの範囲にある大学の数を示す。

図表5 人件費比率（平成17年度、グループごとの平均値）

帰属収支差額比率	地方・中小規模	都市・中小規模	地方・大規模	都市・大規模
△20未満	96.79	98.96	74.70	104.10
△20以上△10未満	64.40	70.08	60.50	76.65
△10以上0未満	59.10	56.68	56.64	54.54
0以上10未満	53.20	59.24	51.75	53.60
10以上20未満	48.32	48.92	47.95	48.27
20以上	38.16	45.32	38.70	41.12

(注) 平均値であるため、少数の極端なケースの影響も考えられる。

図表6 大学類型別の最近5年間の収支変化



(注) 平成12年度と平成17年度の帰属収支差額比率の差額から、4つに分類した。
 悪化：5年間で帰属収支差額比率が10%以上、減少した
 やや悪化：5年間の帰属収支差額比率の下げ幅が0～10%
 やや改善：5年間の帰属収支差額比率の上げ幅が0～10%
 改善：5年間で帰属収支差額比率が10%以上、増加した

規模と都市・大規模では一割となつてい
 る。ここから、地方／都市の違いよりも、
 規模の影響が大きいことがわかる。

しかし、その一方で、地方・中小規模
 大学でも半分は収支がプラス、約三割は
 帰属収支差額比率が一〇%以上と良好な
 状態にあることである。しばしば「地方
 の中小規模大学は」とひとくくりに語ら
 れがちであるが、財務状況から見ても、
 ずいぶん多様な実態であることがわか
 る。

5. 収支良好グループの特徴

同じ大学類型でも、収支が良好な大
 学とそうでない大学にはどのような違い
 がみられるのだろうか。何らかの共通の
 傾向はあるのだろうか。学部類型などの
 組織的な特徴については明確な傾向を見
 出すことはできなかった。どのような学
 部構成であれ、各大学のやり方によつ

て、収支が良くなることも悪くなること
 もあると考えればそれほど不思議な結果
 ではないし、むしろ努力の余地が大きい
 ことを示しているといえるだろう。

財務的な特徴はどうだろうか。収支の
 良し悪しは、ほぼ人件費比率に対応して
 いることが明らかになった(図表5)。

つまり、収支の悪化はほとんどの場合、
 高い人件費比率の影響が考えられる。学
 生減により収入が低くなっても人件費を
 これに対応して引き下げることが難しい
 ことを考えれば当然であろう。また、図
 表は省略するが、財政状態との関連につ
 いては、収支がよいグループほど、内部
 留保資産比率が高い傾向も見られた。

6. 過去5年間の変化

次に、過去5年間の変化についても確
 認しておこう(図表6)。この5年間で

私立大学全体の経営状況は厳しさを増し
 た。例えば、平成十二年度から平成十七
 年度にかけて入学定員充足率は一一三・
 八%から一〇九・九%へ、帰属収支差額
 比率の平均値は一一・七%から七・八%
 へと変化している。

こうした中で、個別の大学はどのよう
 に変化したのか。類型別にみれば、五年
 間で収支が「悪化」した大学は、地方・
 中小規模、都市・中小規模、地方・大規
 模、都市・大規模の順に多くなっている。
 その一方で、「改善」した大学の多い順
 もこれと同様になっている。つまり、大
 規模大学では五年間でそれほどの大きな
 変動がなく安定していたのに対して、中
 小規模大学、とくに地方の中小規模大学
 では、著しく改善した大学もあれば、悪
 化した大学もあるというように非常に変

動が激しい。小規模で対象とする分野の
 範囲が限定されているため、大学が応え
 ようとしている学生ニーズ(学部等)の流
 行廃りの影響を受けやすいからかもしれ
 ない。大規模な大学であれば、そうした
 調整を学部間で行うことが可能であるた
 め、大学全体として収支が安定しやすい。
 図表は示さないが、中小規模大学(地
 方、都市)で収支が「悪化」した大学の
 人件費比率の平均値は約七五%と高く、
 財務構造にも影響を与えている。なお、
 「改善」した大学の多くは、五年前の時
 点での収支が悪い傾向もみられた。

7. まとめ

以上では、大学類型別の財務状況につ
 いて、帰属収支差額比率を手掛りに検討
 してきた。いくつかの図表を示したが、
 ここで明らかになったことをまとめてお
 きたい。地方・中小規模大学が置かれて
 いる状況は相対的に厳しく、たしかに都
 市部や大規模大学と比較すれば、収支も
 やや劣る状況にある。しかし同時に強調
 しておきたいことは、地方・中小規模大
 学の中でも収支が良好、あるいは著しく
 改善してきた大学も数多く見られたこと
 である。こうした元気な大学でどのよう
 な経営努力がなされているのか、どのよ
 うな秘訣があるのか、今後の研究課題と
 したい。

今月の鍵(編集部より)

「多様な実態」

地方・中小規模大学はひとくくりに捉え
 られがちだが、その実態は実に多様である。
 変動が激しいからこそ、秘めた可能性が大
 きいといえよう。

平成十九年度 学術研究振興資金贈呈式 — 優れた七一研究に交付 —

「平成十九年度学術研究振興資金贈呈式」を、六月十一日（月）に、アルカディア市ヶ谷（私学会館）において、行いました。

今井克一社団法人日本経済団体連合会総務本部長、磯田文雄文部科学省高等教育局私学部長に来賓のご挨拶をいただき、七十一件の研究に資金贈呈書を授与しました。（採択研究課題一覧は本誌七月号に掲載してあります）



初めに本事業団理事長鳥居泰彦が、「学術研究振興資金の原資である学術研究振興基金が創設された昭和五十年は、私学振興助成法が制定され、私学助成が行われるようになった意義のある年で、これと並行して本基金が、私立学校の特色ある教育・多様な教育のニーズに対応できるように、経済四団体・日本工業倶楽部・全国銀行連合会等多くの業種団体のご協賛の下で設立され、現在では、五三億三〇〇〇万円ほどを保有するに至っている。」と述べました。

また、五月二十二日に逝去された平岩外四氏（日本工業倶楽部理事長）に対し、長きに亘って基金の世話人にご就任いただき、今日までご寄付をいただいたことへの感謝の意と弔意を表しました。

そして最後に、「この学術研究振興資金を、研究助成の先駆けとして一層発展させることが重要な責務であると考えている。」と述べ、「資金の贈呈を受けられる皆様の研究が、優れた成果を収められることを心から期待している。」と激励の言葉で結びました。

次に、学術研究振興資金選考委員会の原文雄選考委員長（東京理科大学常務理事）から、選考経過について、申請された一四九件の研究を、研究目的・研究計画・研究の独創性・研究遂行能力及び研究費の妥当性等を総合的かつ慎重に一四名の選考委員で審査し、学術研究振興資金の趣旨に基づいて、できるだけ多くの研究に配分できるように配分率等を考慮したうえで、七一研究が採択されたことが

報告されました。

続いて、鳥居理事長から研究代表者に、資金贈呈書授与が行われました。

この後、来賓の祝辞としてまず社団法人日本経済団体連合会の今井克一総務本部長が、「経団連では御手洗会長の下、『希望の国、日本』と題した今後十年を展望したビジョンを提唱しており、その中で最も優先的に取り上げた課題が『イノベーションの推進』である。大学における基礎研究の充実や産学連携の一層の強化などを通じて、イノベーションを創り出す総合力を高めることが必要であり、この意味で、その担い手としての人材の育成も不可欠である。『豊かな創造力・幅広い視野・柔軟な発想力』等が具わった高度な人材輩出の鍵を握っているのが私学であることは、申し上げるまでもない。

今後とも研究者の皆様がイノベーションを念頭に置き幅広い分野での研究を進められることが重要であり、この資金が有効に活用されることを確信している。」と期待と激励の言葉を述べられました。

次に、文部科学省高等教育局の磯田文雄私学部長は、「我が国の教育を取り巻く環境は、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化及び家族のあり方等、多岐にわたって大きく変化しており、こうした変化に的確に対応するため、昨年、教育基本法が約六十年ぶりに改正された。この中では、知の拠点である大学が、知識基盤社会において果たす役割の重要性を踏まえ、新たに大学の基本的な役割等が規定され、また私立学校についても、

我が国の学校教育の質・量両面にわたる発展に大きな役割を果たしている重要性に鑑み、国及び地方公共団体が、私立学校教育の振興に努めるべき旨の規定が新たに盛り込まれた。文部科学省においては、この趣旨を実現するための関係法令の改正等、具体的な取り組みを着実に進め、個性豊かで活力ある私学づくりを支援していきたい。」と述べられ、これらと軌を一にする学術研究振興資金の発展・充実を祈念されました。

最後に、資金を贈呈された七一校を代表して、高橋功関西学院大学教授が、「元来『個性的で良い研究』は私学の十八番だったが、国立大学も学校法人化、大学改革等により『個性化』を押し出している。このような状況下にあつて、私立学校のみを対象としたこの資金を大変に貴重と思っている。また、論文の数や短期的な成果ではなく、長期的な視野に立つて、研究の重要性を丹念に見てくださることも、研究者にとっては、とてもありがたい。更に、研究室の学生や大学院生も資金授与をととても喜んで、研究の励みとなり、教育的な効果にもなっている。今後とも私学の教育研究に、お力添えをお願いしたい。」と、謝辞を述べられました。

以上のとおり、多数の関係者のご出席のもと、式典は無事終了しました。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課
☎〇三（三三三〇）七八八九〜九二
Eメール kikukin@shigaku.go.jp

職務上の傷病や

交通事故等で受診するには

職務上の傷病や交通事故等で他人からケガをさせられた場合、通常の傷病の場合と同じように病院で加入者証を使用してしまいうケースが多く見受けられます。加入者証が使用できない場合、また使用するにあたり届け出が必要な場合があります。

加入者証が使用できない場合

職務上や通勤途上の傷病は労働者災害補償保険（労災保険）の適用になります。

●加入者が仕事中にケガをしたり、通勤途上で事故にあつて医療機関で治療を受ける際には、加入者証を使用することができません。被扶養者がアルバイト先などでケガをした場合も同様です。このような場合は医療機関の窓口で職務上・通勤途上に負った傷病であることを伝えて受診してください。さらに、勤務先を通して所轄の労働基準監督署に届け出を行ってください。

また、通勤途上の自動車事故の場合、労災保険の給付と自賠責保険等による保険金支払いのどちらかを受けることができます。

詳しくは、労働基準監督署に確認してください。

●労災保険給付とは

労災保険の適用になると、原則として

治療に必要な費用の全額が給付されます。労災に該当するにもかかわらず誤って加入者証を使用してしまつて自己負担が発生するため加入者にとって不利益になります。

また、休業補償期間・後遺障害の保障・死亡の補償などについても労災保険の方が給付の種類も多く手厚い内容となっているため、加入者にとって有利です。該当するかどうか分からない場合には労働基準監督署に照会してください。

誤って加入者証を使用したときには遡って本事業団に診療費を返還するなどの手続きが必要になりますので、本事業団までご連絡ください。

私学事業団に届け出が必要な場合

●職務上・通勤途上の事故ではない場合、原則として加入者証を使用することが可能です。ただし、交通事故等によるケガで受診した際には、本事業団へ届け出を

していただく必要がありますので、速やかに短期給付課調整係まで連絡してください。

交通事故等で他人からケガをさせられた場合は、職務上や通勤途上の事故でなければ、加入者証を使用して診療を受けることができます。

しかし、この場合の治療費は、本来加害者が負担するものですので、加入者証を使用したことで本事業団が負担した費用については、本事業団から加害者（加害者の加入している自賠責保険など）に請求します。診療を受けた加入者及び被扶養者からは、本事業団が加害者に対して損害賠償請求を行うために必要な書類をご提出いただくことになります。

●加入者側の過失が大きく相手に賠償請求ができないと考えられる場合

このようなときにも届け出は必要です。書類をご提出いただくことにより本事業団の立替分に関しては、加入者が不利益を被ることはなくなります。

●警察への届け出は『人身事故』扱いで保険診療を受けるためには、必ず事故の届け出をしてください。

道路交通法による事故届けには『人身事故』と『物損事故』がありますが、『物損事故』ではケガがなかったとみなされ、原則として自賠責保険の適用になりません。このため、ケガをしたときは必ず『人身事故』で届け出てください。

●示談は慎重に

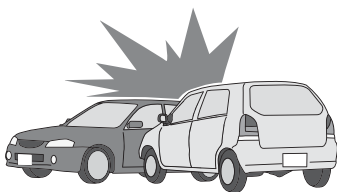
示談は私的な解決方法ですが、合意のもと成立すると、民法上の和解契約（第六九五条）として法的な拘束力を持ちます。安易に示談をして、本事業団の損害賠償請求権を消滅させてしまうと、立て替えた診療費を加入者から返還していただくことになります。

可能であれば、示談書に私学事業団が損害賠償請求権を代位取得している旨を明記していただくようお願いします。

●このような事故も報告を

次の場合も第三者加害行為による事故となる場合がありますので、必ず報告してください。

- ・加入者や被扶養者が同乗していた車の自損事故（家族が運転していた場合も同様）
- ・駐停車中の車に対する追突事故
- ・自転車同士や自転車と歩行者の事故
- ・スキー滑走中の衝突事故
- ・他人の飼い犬に咬まれたなどのケガ
- ・喧嘩や暴行によるケガ



—ご利用ください—

共済業務の 相談窓口

私学事業団では、年金や医療をはじめ共済業務に対して加入者や事務担当者、年金受給者の皆さんからの相談をお受けしています。相談は直接来所していただくほか、電話又は文書でも受け付けています。ぜひご利用ください。

▼相談体制

共済業務の相談は、共済事業本部の広報相談センター相談室、各ガーデンパレス（東京・京都を除く）の共済業務課ほか、私学事業団が委嘱している私学共済相談員（次ページ参照）がお受けしています。

▼相談受付時間

利用日 月曜日から金曜日

（祝日及び年末・年始を除く）

利用時間 午前九時から午後五時十五分

※私学共済相談員は午後一時から四時

▼電話による相談

休み明けや週末は大変混雑します。一日のうちでは午前中に集中し電話がつながりにくいこともありますので、比較的時間に余裕がある、週の中頃や午後にご相談ください。

▼文書による相談

①加入者番号又は年金証書記号番号 ②氏名（フリガナ） ③生年月日 ④郵便番号・住所 ⑤電話番号 ⑥相談内容を必ず記載してください。内容を細かく確認しないと正確な回答ができない場合があります。

▼年金の試算

年金の試算は五十歳以上の方を対象に受け付けています。年金の試算は個人情報に関する内容ですので、①加入者番号 ②氏名 ③生年月日を記入した文書、又はご来訪により相談ください。

※本人、あるいは代理人（家族や事務担当者）が試算を依頼する場合の文書の見本は、私学共済事業ホームページの年金コーナーに掲載しています。

▼様式用紙等の請求

様式用紙等の請求は、ファクシミリを

ご利用ください。請求の際は、①学校名 ②学校記号番号 ③郵便番号・住所 ④電話番号 ⑤担当者名 ⑥様式用紙名（様式番号のみは不可） ⑦必要部数を明記してください。

なお、資格取得報告書等一部の様式用紙等は私学共済事業ホームページの事務担当者コーナーからダウンロードできますので、ご利用ください。

私学事業団への お問い合わせの際には

加入者番号が分かるように、加入者証や長期給付加入者（組合員）記録票などをお手元に置いてご連絡いただくスムーズに回答することができます。

※学校記号番号、加入者番号が分からなくても、学校名、氏名・生年月日などでお調べできますのでご安心ください。

また、年金請求方法についてのお問い合わせの際には、他の公的年金制度の加入履歴等をお手元に置いてご連絡ください。

私学共済事業ホームページの「こんなときどうする」「年金コーナー」も合わせてご利用ください。

【共済業務の相談窓口一覧】

相 談 窓 口	電 話 番 号	F A X 番 号
広報相談センター相談室	03 (3813) 5321 (代表)	03 (3813) 1081
札幌ガーデンパレス 共済業務課	011 (222) 6234 (直通)	011 (222) 6311
仙台ガーデンパレス 共済業務課	022 (299) 6231 (直通)	022 (299) 6296
名古屋ガーデンパレス 共済業務課	052 (957) 1388 (直通)	052 (957) 1387
大阪ガーデンパレス 共済業務課	06 (6393) 9701 (直通)	06 (6393) 9728
広島ガーデンパレス 共済業務課	082 (262) 1134 (直通)	082 (262) 1149
福岡ガーデンパレス 共済業務課	092 (752) 0651 (直通)	092 (713) 3581
私学共済相談員（年金試算を除く）	次ページを参照してください	

私学共済相談員一覧

相談日／月曜日～金曜日（午後1時～4時）

事務担当者や加入者の皆さんの身近な相談窓口として相談員制度を設けています。ぜひご利用ください。

平成19年4月1日現在

県名	氏名	所属学校等	郵便番号	学校所在地	電話番号
青森	おさない ひろみつ 長内弘光	弘前学院本部	036-8577	弘前市稔町13-1	0172 (36) 5224
岩手	ふるかわ やすひろ 古川靖弘	盛岡スコール高等学校	020-0851	盛岡市向中野字才川2-3	019 (636) 0827
秋田	つかだ すみこ 塚田澄子	聖霊女子短期大学付属高等学校	010-8533	秋田市南通みその町4-82	018 (833) 7311
山形	おざ まる みこ 小座間瑠美子	山形学院高等学校	990-0039	山形市香澄町3-10-8	023 (641) 4116
福島	さとう じろう 佐藤二郎	桜の聖母学院	960-8112	福島市花園町3-6	024 (534) 8891
茨城	ともつね かずひさ 友常和久	茨城高等学校	310-0065	水戸市八幡町16-1	029 (221) 4936
栃木	まつやま 松山めぐみ	作新学院高等学校	320-8525	宇都宮市一の沢1-1-41	028 (648) 1811
群馬	たしろ ぶん 衛 田代文衛	樹徳高等学校	376-0023	桐生市錦町1-1-20	0277 (45) 2258
新潟	しん ぼ ゐのる 真保稔	新潟経営大学	959-1321	加茂市希望ヶ丘2909-2	0256 (53) 3000
富山	す だ えつぞう 須田悦三	高朋高等学校	931-8452	富山市東富山寿町1-1-39	076 (437) 9950
石川	あべ 玲 子 安部玲子	北陸学院法人事務局	920-1396	金沢市三小牛町イ-11	076 (280) 3858
山梨	はやかわ ゆ み こ 早川由美子	東海大学甲府高等学校	400-0063	甲府市金竹町1-1	055 (227) 1111
長野	まるやま まさき 丸山正樹	松本松南高等学校	390-0813	松本市埋橋2-1-1	0263 (32) 0685
岐阜	たかい としき 高井俊樹	美濃加茂高等学校	505-0027	美濃加茂市本郷町7-6-60	0574 (26) 7181
三重	はしづめ しゅういち 橋爪衆一	皇學館大学	516-8555	伊勢市神田久志本町1704	0596 (22) 0201
滋賀	いのうえ きよひさ 井上清久	滋賀女子短期大学	520-0803	大津市竜が丘24-4	077 (524) 3605
奈良	ゆたに あきお 湯谷明生	帝塚山大学	631-0034	奈良市学園南3-1-3	0742 (43) 4433
和歌山	にしおか ゆきお 西岡幸男	開智高等学校	640-8481	和歌山市直川113-2	073 (461) 8080
鳥取	おかもと とも己 岡本知己	米子北高等学校	683-0804	米子市米原6-14-1	0859 (22) 9371
島根	たけうち としゆき 竹内利幸	出雲北陵高等学校	693-0073	出雲市西林木町3	0853 (21) 1871
山口	おかもと あきら 岡本朗	山口県鴻城高等学校	754-0002	山口市小郡下郷258-2	083 (972) 0307
徳島	くすのき きょうこ 楠木享子	徳島工業短期大学	779-0108	板野郡板野町犬伏蓮花谷100	088 (672) 2311
香川	やぎ みさこ 八木美佐子	英明高等学校	760-0006	高松市亀岡町1-10	087 (833) 3737
愛媛	たかお よしのぶ 高尾義信	松山大学	790-8578	松山市文京町4-2	089 (925) 7111
高知	うえだ りょうこ 上田良子	高知県私立中学高等学校連合会	780-0870	高知市本町4-1-49	088 (825) 3363
佐賀	まえだ あきとし 前田昭俊	佐賀学園高等学校	840-0801	佐賀市駅前中央2-9-10	0952 (30) 4281
長崎	もとおか よしひこ 本岡吉彦	長崎国際大学	859-3243	佐世保市ハウステンボス町4-3	0956 (27) 0666
熊本	あおき しゅうじ 青木周二	熊本中央高等学校	860-0077	熊本市内坪井町4-8	096 (354) 2333
大分	まつばやし たかみち 松林隆通	別府大学	874-8501	別府市北石垣82	0977 (66) 9623
宮崎	なかやま きよのぶ 中山清信	宮崎日本大学高等学校	880-0121	宮崎市島之内6822-2	0985 (39) 1121
鹿児島	ふじさき くみ 藤崎久美子	川島学園本部	891-0101	鹿児島市五ヶ別府町3591-3	099 (286) 1515
沖縄	いと かず あきら 糸数晃	沖縄大学	902-8521	那覇市国場555	098 (832) 3216

※福井県、静岡県、岡山県の相談員の方々は、平成19年3月31日付けで退任されました。

在職者への退職共済年金請求の事前連絡について

退職共済年金は六十五歳前に支給する

「特別支給の退職共済年金」と六十五歳から支給する「本来支給の退職共済年金」

に大別されますが（左図（参考））、各々の退職共済年金の受給権は、学校に在職中であつても受給要件を全て満たしたときに発生します。本事業団では次の要領で学校法人等を通じ、在職者に対し退職共済年金の請求について事前連絡や未請求のご連絡をしています。年金請求に必要な添付書類の一覧表とあわせてご覧いただき、確実に年金請求するように、該当者へご案内ください。

1 六十歳時の「特別支給の退職共済年金」請求の事前連絡

在職中で六十歳到達月の末日において、加入者期間が一年以上となる人を対象に、六十歳到達月の一か月前に学校法人等代表者へ「六十歳時点で在職中の方の退職共済年金の請求手続きについて（事前連絡）」（該当者の一覧表です）に「退職共済年金決定請求書」を添えて、年金請求手続きを行っていただくようご連絡しています。（図1）

「特別支給の退職共済年金」の受給要件は、次のとおりです。

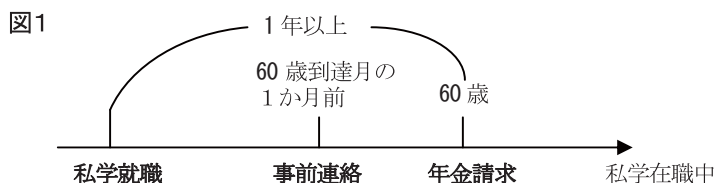
- 年齢が六十歳以上であること
- 私学共済の加入者期間が一年以上あること
- 公的年金制度の加入期間等が合計で二十五年以上あること

事前連絡の対象となる方について

六十歳以上で加入した人（図2-①）や六十歳到達月の末日において加入者期間が一年未満の人（図2-②）についてはこの事前連絡の対象となりませんので、加入者期間が一年になった時点で請求手続きをしてください。請求書等は共済事業本部広報相談センター又は各ガーデンパレス（東京・京都を除く）共済業務課へご請求いただくか、私学共済事業ホームページからダウンロードしてください。

60歳の「特別支給の退職共済年金」請求の事前連絡

事前連絡対象の人



事前連絡対象外の人

図2-① 60歳以上で加入した人

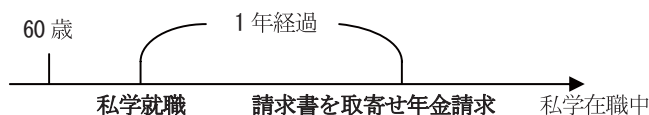
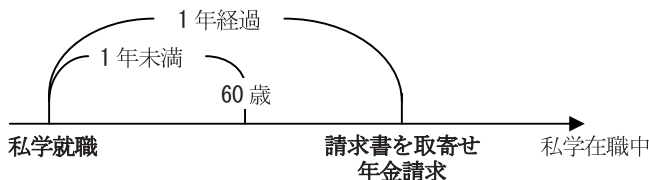


図2-② 60歳到達月の末日において加入者期間が1年未満の人



2 六十五歳時の「特別支給の退職共済年金」にかかる未請求の連絡

六十五歳到達月の末日において在職中の加入者期間が一年以上となる人が「特別支給の退職共済年金」を未請求の場合は、六十五歳到達月の三か月前に学校法人等代表者へ「六十五歳時点で在職中の

方の退職共済年金の請求手続きについて（お知らせ）」（該当者の一覧表です）に「退職共済年金決定請求書」を添えて、年金請求手続きを行っていただくようご連絡しています。年金は受給権発生から五年を経過すると時効により年金を受ける権利が消滅し、本来受け取れるはずの年金を受け取れなくなるなど不利益を被ることがありますので注意してください。

※六十五歳以上で加入した人や六十五歳到達月の末日において加入者期間が一年未満の人は、特別支給の退職共済年金の

受給権が発生しませんので、未請求のご連絡の対象にはなりません。加入者期間が一年になった時点で「本来支給の退職共済年金」の請求手続きをしていただくこととなります。請求書等は共済事業本部広報相談センター又は各ガーデンパレス（東京・京都を除く）共済業務課へご請求いただくか、私学共済事業ホームページからダウンロードしてください。

「本来支給の退職共済年金」の受給要件は次のとおりです。

- 年齢が六十五歳以上であること
- 私学共済の加入者期間を一月以上有し退職していること（七十歳みなし退職含む）、又は在職中の人で私学共済の加入者期間が一年以上あること
- 公的年金制度の加入期間等が合計で二十五年以上あること

なお、本来支給の退職共済年金は、支給繰下げをすることもできます。詳しくは、本事業団にお問い合わせください。

3 七十歳時の「特別支給の退職共済年金」及び「本来支給の退職共済年金」にかかる請求のご案内

七十歳みなし退職をむかえる加入者で、「特別支給の退職共済年金」及び「本来支給の退職共済年金」を未請求の人を対象に、七十歳到達月の一か月前に学校法人等代表者へ「長期給付加入者の七十歳

資格喪失について（事前連絡）」（該当者の一覧表です）に「退職共済年金決定請求書」を添えて、年金請求手続きを行っていたかどうかにご連絡しています。（七十歳みなし退職によって「本来支給の退職共済年金」の受給権が発生する人を含みます）年金は受給権発生から五年を経過すると時効により年金を受ける権利が消滅し、本来受け取れるはずの年金を受け取れなくなるなど不利益を被ることがありますので注意してください。

お願い

退職後に受給権が発生する人については、ご本人が直接本事業団へ退職共済年金請求の申し出をすることになります。つきましては請求もれがないように、退職時に学校法人等から加入者へ受給権発生時に本事業団へご連絡くださるようにご案内ください。また既に退職している人から学校法人等へ退職共済年金の請求についてお問い合わせがあった場合も同様に、受給権発生時に本事業団へご連絡くださるよう、ご案内ください。

退職共済年金請求に必要な添付書類について

退職共済年金を請求する際には、一般的に次の書類及び添付書類が必要となります。（★印の書類については私学共済事業ホームページからダウンロードできます。）

必要な書類	「退職共済年金・決定改定請求書」★	
	「年金受給状況等調査票」★	
必要な添付書類	「加入者の生年月日に関する市区町村長の証明書」又は「戸籍抄本」、加入者が外国籍の場合は、「外国人登録原票記載事項証明書」	
	「基礎年金番号通知書」の写し	
状況に応じて必要な添付書類	状 況	添付書類
	私学共済以外の年金制度に加入したことがある	加入したすべての年金制度（私学共済を除く）の「年金加入期間確認通知書」
	障害給付又は遺族給付を受けている、又は受けようとするとき	「年金受給選択申出書」
	私学共済以外の公的年金の決定を受けている	私学共済以外の「年金証書」又は「改定通知書」の写し
	雇用保険に加入している（加入していた）	「雇用保険被保険者証」の写し
	求職の申し込みをした、又は失業給付を受けた	「雇用保険受給資格者証」の写し、及び「退職共済年金支給停止事由該当届」★
	高年齢雇用継続給付の支給申請をした、又は支給を受けた	「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」の写し、及び「退職共済年金支給停止事由該当届」★
	政令退職者（事務の手引きP.528参照）	「労働協約」又は「就業規則」、「廃止許可書等」、「学校基本調査票」の写し、その他その事実を証明する書類
	65歳以上の人（本来支給の退職共済年金が平成19年4月1日以降に発生し初めて年金請求手続きをする場合）	「退職共済年金支給繰下げ希望届書」★（繰下げを希望しない場合も提出して下さい）
	源泉徴収に際し、所得控除を受けようとするとき	「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」★
	社会保障協定国の年金制度加入期間があるとき	「社会保障協定について」★
	社会保障協定国の年金制度加入期間を通算するとき	社会保障協定国の期間等申立書

私学事業団ホームページ <http://www.shigaku.go.jp/> (「月報私学」はホームページにも掲載しています)

共済業務

〒113-8577
文京区湯島 1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
<http://www.shigakukyosai.jp/>

共済事業本部の代表電話へのかけ間違いが大変多くなっております。
電話番号は、お間違えのないようお願いします。

標準給与基礎届書の提出はお済みですか

平成19年の「標準給与基礎届書」の提出はお済みですか(提出期限7月10日)。

未提出の場合は、至急提出してください。

「掛金・児童手当拠出金」・「貸付償還金」の預金口座振替をご利用ください

掛金等の預金口座振替が、平成19年4月より収納代行会社を利用した預金口座振替になりました。

1. 銀行・郵便局・労働金庫・信用組合・農業協同組合(一部を除く)等からの預金口座振替が可能です。
2. 振替日は毎月28日です。
3. 領収書については、当月の「掛金・児童手当拠出金口座振替のお知らせ」及び「貸付金定期償還等通知明細書」に前月の領収書を同封します。

※申し込み方法及び振替開始月

郵便局を利用する場合…「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」(以下「振替依頼書・利用申込書」という)に必要事項を記入し、①金融機関・郵便局用と②本事業団提出用を本事業団あて送付。毎月20日までに受け付けた場合、翌々月から振替可能です。

金融機関を利用する場合…「振替依頼書・利用申込書」に必要事項を記入し、取引金融機関で②私学事業団提出用に確認印を受けて本事業団あて送付。毎月20日までに受け付けた場合、翌月から振替可能です。

平成19年度 都道府県事務委嘱者並びに事務担当者協議会を開催しました

7月5日広島ガーデンパレスにおいて、文部科学省及び各都道府県私学主管課から出席をいただき、都道府県事務委嘱者並びに事務担当者協議会を開催しました。

この協議会は、私学事業団の事務の一部を各都道府県に委嘱していることから、毎年開催しているものです。

《平成19年度議題》

- ・私学事業団(共済事業)の現況について
- ・都道府県補助金について
- ・事務委嘱規程について
- ・私学事業団(共済事業)からの業務連絡等について
- ・特定健康診査及び特定保健指導について
- ・被用者年金制度の一元化について
- ・都道府県からの提出議題について

直営宿泊施設をご利用ください

宿泊施設の8月の予約状況は、施設によってはまだ若干の余裕があります。ホームページ「しがくのやど」(<http://www.shigakukyosai.jp/>)では予約室数に制限があるため、満室の表示がでていても、電話での受け付けができる場合がありますので、各施設にお問い合わせください。また、新学期の始まる9月にはどの施設も余裕が出てきますので、少し時期をずらしてお出かけくださることをおすすめします。

加入者向広報「レター」9月号等の送付

加入者向広報「レター」9月号と、積立貯金のパンフレットを9月上旬に学校法人等あてに送付します。

送付物は7月末現在の加入者数でお送りします。部数が不足している場合は、広報班までお申し出ください。

8月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
5日(日)	貸付 7月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限〔必着〕
15日(水)	貸付 申込・任意償還申出締切
20日(月)	貯金 送金
22日(水)	貸付 送金
24日(金)	貯金 払戻・解約請求締切 積立共済年金 脱退申出等締切
28日(火)	掛金 7月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 8月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(金)	掛金 7月分納期限 貸付 翌月25日送金申込締切 海外保養施設 11月、1月1～5日利用予約締切

9月の共済業務スケジュール

3日(月)	貸付 送金
5日(水)	貸付 8月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限〔必着〕
14日(金)	貸付 申込・任意償還申出締切

INFORMATION

人 事 異 動

◆役員

監事（非常勤）

退任 黒崎勝之（平成19年6月30日付）

新任 都賀善信（平成19年7月1日付）

本誌6月号でお知らせしました「被用者年金制度の一元化法案」は、衆議院で継続審議となりました。

助成業務

〒102-8145
千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)〈ダイヤルイン〉

平成18年度版『今日の私学財政』を発送します

平成18年度学校法人基礎調査、学校法人等基礎調査にご協力いただいた該当する部門をお持ちの学校法人等宛に、平成18年度版『今日の私学財政』（幼稚園・特殊教育諸学校編、専修学校・各種学校編）をお送りいたします。発送予定は8月中旬です。今後の学校経営の中で財務分析や財政運営の参考としてご活用ください。

私学情報部 情報サービス課

☎03(3230)7848・7849

Eメール service@shigaku.go.jp

電子窓口のご案内

本年度から、私立大学等経常費補助金の調査及び事務連絡等につきましては、「電子窓口」を利用した掲載及びご提出をお願いしております（一部、紙媒体での提出の場合がございます）。ご面倒でも**定期的に「電子窓口」をご覧ください、ご確認ください**ようお願いします。

助成部 補助金課

☎03(3230)7881～7888

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

「月報私学」にご意見・ご要望を

「月報私学」は本事業団の広報誌として、私学の皆様に役立つ情報を提供したいと考えています。

内容の充実を図るため、皆様からの本誌に対するご意見、ご要望をお待ちしています。

企画室

☎03(3230)7810～7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後にお送りしました「償還年次表」及び後日お送りします「貸付金返済期日のご案内」を参照のうえ、払込指定期日までに**私学事業団指定口座にご入金ください**。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日（本事業団の口座に入金された日）までの期間について、遅延損害金が発生しますので、ご注意ください。

償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

- ① 「貸付金返済期日のご案内」に同封する「払込依頼書」を使用し、「**電信扱い**」にしてください。
- ② 償還金は、必ず「**学校法人単位**」で一括してお振り込みください。（設置学校ごとに分割しての振り込みは、ご遠慮ください。）

※特に9月は約定償還月にあたります。

遺漏のないようお取り計らいください。

融資部 融資班

☎03(3230)7873～7874

Eメール yushi@shigaku.go.jp

編集 だより

◆今月号より「リレー連載 再生へのキーワード」が新たにスタートしました。

初回となる今回は、東京大学の両角亜希子先生にご執筆いただきました。今後も様々な先生方からの私学経営に向けたメッセージを再生へのキーワードとしてリレー形式でご紹介していきます。どうぞお楽しみに。

宿泊施設のご案内

<http://www.shigakukyosai.jp/>
インターネットで宿泊予約ができます。

暑中お見舞い申し上げます 「やまゆり荘」

志賀山、横手山、岩菅山など2000メートル級の山々に囲まれた志賀高原。
大小70余りの湖沼が点在する抜群のトレッキングステージ。
原生林をくぐると夏でもひんやりと高原の爽やかな風。
ヒートアップした私たちの身も心もクールダウンしてくれるでしょう。

2007 志賀高原イベント情報

- ★第41回志賀高原大蛇祭り
ミス志賀高原コンテスト 8月24～26日
 - ★奥志賀高原紅葉フェスタ 10月6～8日
 - ★トレッキングツアー 11月4日まで
 - ★得とくキップ 11月4日まで
- 志賀高原山内一日どこでも、何度でも、バスに乗れます。
- 大人1名1,000円 子供1名500円
- ★長野駅発の志賀高原行き急行バス
毎週土曜日無料運行（6/2～10/27）



志賀高原 やまゆり荘 〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町志賀高原蓮池 ☎0269(34)2102

融資事業のご案内

平成19年度融資申込受付中です！

◆融資金利表（平成19年8月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、 遊戯室等の建築事業等並び に校(園)地の買収事業等 (一般施設費)	2.4	2.0	1.8
寄宿舎、国際交流会館、セ ミナーハウス等の建築事業 並びに当該施設建築のため の土地買収事業等 (特別施設費)	2.5	2.1	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象 (教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 1.6
大型設備・情報技術整備等 (教育環境整備費)	—	2.0	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

老朽校舎の建替えに私学事業団融資を
ご利用ください。
利子助成制度により金利負担が軽減されます。

老朽校舎（築30年以上）及び危険建物と認定された
旧耐震基準（昭和56年以前の建物）の学校施設の建
替え整備事業（取壊しを伴うもの）に係る融資に対し、
文部科学省*から利子助成を行います。

利子助成率

大学院・大学・短期大学・高等 専門学校	高等学校・中等教育学校・中学校・ 小学校・特別支援学校
↓	↓
事業団の融資金利 — 1.0%	事業団の融資金利 — 1.5%

※上記利子助成率は融資金利が2.6%までの場合です。
※平成19年度から、これまで財団法人私学研修福祉会が実施していた交付関
係事務は、文部科学省に変更になります。

お早めにご相談ください

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資班 ☎03(3230)7862～64
Eメール yushi@shigaku.go.jp